



猪名川町告示第79号

道の駅いながわの整備事業に関する住民投票条例の審議結果について

令和元年6月7日付で受理した道の駅いながわの整備事業に関する住民投票条例制定請求は、猪名川町議会における審議の結果、同年6月21日に否決されたので、その旨地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により告示する。

令和元年6月21日

猪名川町長 福田 長 治

